

どうする？ どうなる？

マイナンバー付与と本格運用が1年後、始まる！

マイナンバー制度導入後の 会社実務対応基礎講座

労働・社会保険手続き、給与計算実務、法定調書実務はどう変わるのか？



昨年5月に、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(通称:マイナンバー法)」が公布され、1年後の2015年秋には国民1人に1つの番号(個人番号)が付与されます。

そして、この番号は、2016年1月から社会保険手続きや源泉税納付などの法定事務の実務面で、従業員の家族全員のマイナンバーを把握管理して活用することになっております。また、個別の番号は法人にも付され納税実務に活用されます。

マイナンバーの本格的な運用開始にあたって、その仕組みや企業の実務担当者が担うべき業務領域がよくわからないのも当然だけに、大きな戸惑いを抱いているものと思います。今回のセミナーでは、予め備えておくべき実務対応について、逐条解説や通達などの公表された範囲での最新情報を取り入れながら、マイナンバー制度の実務運用面についての基礎知識を学んでいただくとともに、会社の実務担当者が何をすべきか、今のうちから押さえておくべき事項について説きます。

是非ご聴講頂きますようご案内申し上げます。

実施要領

日 時 平成26年12月16日(火)午後1時30分～4時

会 場 「太白区中央市民センター3階大会議室(たいはっくる)」

仙台市太白区長町5-3-2 電話 022-304-2211

ご来場の際はなるべく公共の交通機関をご利用頂きますよう、ご協力をお願いします。

講 師 特定社会保険労務士 小 島 信 一 氏

受講料 会員無料 非会員・一般1名1,000円(テキスト代含む)

定 員 80名(事前に申し込み下さい。定員になり次第締切りとさせていただきます)

申 込 (公社)仙台南法人会事務局 ☎022-246-3614 FAX 246-4520

「マイナンバー制度導入後の会社実務対応基礎講座」申込書

平成26年 月 日

会 社 名		電 話 番 号	
住 所		F A X 番 号	
参加者氏名		参加者氏名	

※ ご記入頂いた情報は、法人会からの各種連絡・情報提供に利用するほか、参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。また、セミナー時に撮影した写真を当会広報誌「せんだい美名実」・ホームページにおいて公開する場合があります。

講座内容

1. マイナンバー制度とは

- ・ マイナンバー法ができた背景・経緯
- ・ 共通番号制度のメリットは？その目指すところは何か
- ・ 法人番号とは何か
- ・ マイナンバー法の全体像
～法律は9章、77条で構成されている～
- ・ 経理・総務実務にかかわる部分はどこか
- ・ 第三者への不正提供は4年以下の懲役、200万円以下の罰金となる
- ・ 今後のスケジュールは

2 社会保険・税金・給与計算実務はどう変わるのか

- ・ 対象となる法律は、健康保険法、厚生年金法…ほかに何かあるのか
- ・ 本人確認実務はどのように行うべきか
- ・ 情報漏えいのための措置とは
- ・ 法定調書はどのように変わるのか
- ・ 社員の入社・退社時の社会保険事務でどのように活用するのか
- ・ 労災給付、傷病手当金の申請などの場合、どのように活用するのか
- ・ 源泉徴収票は何か変更があるのか

3 マイナンバー法導入に伴う問題点

- ・ プライバシー保護の問題は
- ・ 国民ID、身元証明のあるべき姿とは

講 師

特定社会保険労務士 小島 信一（こじま しんいち）

1968年生まれ。大学卒業後、大手酒類・食品卸会社営業職を経て平成8年小嶋経営労務事務所入所し、そこで社労士業務を11年間修行し、その後平成19年4月小嶋経営労務事務所所長として独立開業した。現在、中小企業から東証1部上場企業に至るまで多くの規模・業種の会社、非営利法人などをクライアントに持ち、就業規則の作成、労務相談、人事制度の設計・アドバイス、業務改革等のコンサルタント業務や社会保険の手続、助成金の申請、給与計算等の実務を行っている。また、都内をはじめ全国各地で講演活動も行い、ビジネス書・ビジネス雑誌の執筆も行っている。

主な著書に、『使用人兼務取締役をめぐる法律と税務』（新日本法規出版）、（共著含）『わかりやすい有限会社の経営手引き』（新日本法規出版）、『こうすればできる！定年前後の手続き』（自由国民社）、『小さな会社の事務がなんでもこなせる本』（日本実業出版社）、『社労士 合格ノート』（東京法経学院 監修）、『実務担当者のための社会保険・労働保険全書』企業実務増刊号（日本実業出版社）ほか多数